

宮崎市 法人市民税 税率表

◎法人税割

事業年度	税率
令和元年10月1日以降に開始する事業年度分	8.4%
平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度分	12.1%
平成26年9月30日までに開始する事業年度分	14.7%

※ただし、旧田野町・旧高岡町については、平成23年3月31日までに終了する事業年度分まで、旧清武町については、平成27年3月31日までに終了する事業年度分まで、税率12.3%を適用します。

◎均等割

資本金等の額	宮崎市の従業者数	
	50人を超えるもの	50人以下のもの
①資本金等の額が50億円を超える法人	3,000,000円	410,000円
②資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	1,750,000円	410,000円
③資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	400,000円	160,000円
④資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	150,000円	130,000円
⑤資本金等の額が1千万円以下の法人	120,000円	50,000円
⑥上記以外の法人	50,000円	

注：資本金等の額とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額）です。

なお、平成27年4月1日以降に開始する事業年度分については、「資本金等の額」が「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」を下回る場合には、「資本金等の額」は、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」となります。

<お問い合わせ先>

〒880-8505

宮崎市橘通西一丁目1番1号（第三庁舎1階）

宮崎市役所 市民税課 諸税係

電話：(0985) 21-1742